

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律 概要

本法案の提出の背景

- ・ 2013年に子ども貧困対策推進法が制定された際、法施行後5年を経過した場合の見直し条項が規定
- ・ 関係団体からも、子ども貧困対策推進法の見直しを求める声



より充実かつ実効的な子どもの貧困対策を！
子どもの住む地域にかかわらず全国的に！

本法案の主な内容

1 目的・基本理念の充実

- (1) 目的規定に、主に以下の事項を明記する。
 - ① 子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること
 - ② 貧困解消に向けて、児童権利条約の精神に則り推進すること
- (2) 基本理念に、以下の事項を明記する。
 - ① 子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること
 - ② 各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること
 - ③ 貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること

2 大綱の記載事項の拡充等

- (1) 大綱記載事項として、「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」とともに、検証評価等の施策の推進体制を明記する。

- (2) 子どもの貧困対策会議が大綱案の作成及び変更の際に、関係者の意見反映のための措置を講ずる旨を規定する。

3 市町村による貧困対策計画の策定

市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す。（都道府県については、既に措置済み）

4 具体的施策の趣旨の明確化等

教育支援	教育の機会均等が図られるべき趣旨を明確化
生活支援	子どもへの直接的な支援以外の支援も含む旨を強調
就労支援	就労後の職業生活も支援対象となる旨を明確化
調査研究	指標に関する研究を行う旨を明確化

5 検討規定

本法施行後5年を目途に見直す検討条項を規定する。

※ 本法公布後3月以内に政令で定める日から施行